評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓　　約　　書

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。

１．（私立学校法第１５２条第６項において準用する）私立学校法第６２条第１項及

び第２項に該当しない者であること

２．（私立学校法第１５２条第６項において準用する）私立学校法第６２条第３項各

号に掲げる者が含まれていること

３．評議員のうちに、他の２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれてい

ないこと

４．（私立学校法第１５２条第６項において準用する）私立学校法第６２条第３項第１

号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の３分の１を超えていないこと

５．理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総

数の２分の１を超えていないこと

６．役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び

子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の６分の１を超え

ていないこと

 年　　月　　日

和歌山県知事　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　学校法人○○

　　　　　　　　　　　　理　事　長　　　　　　　　　　　　　　　　（記名又は署名）

※　１、２，４の括弧書きについては、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法

人のみ記載し、それ以外の法人については括弧書き部分を削除すること。

（注）

１　「特別利害関係」は、私立学校法第３１条第６項に規定するものをいう。

２　私立学校法第６２条第３項第２号に掲げる者の該当が無い場合は、「私立学校法第６２条第３項各号」は「私立学校法第６２条第３項第１号」と変更することができる。

３　私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第２１号）附則第２条第２項に規定する経過措置期間中は、「２人以上の評議員」は「３人以上の評議員」と、「６分の１」は「３分の１」と変更することができる。